



別表第2第11号及び第12号を次のように改める。

(11) 33号系統

均一区間

ター 西 ミ ナ ス	洛 道 中 山	三 ノ 宮	桂 駅 東 口	桂 小 橋	京都 駅 前	
					220 <sup>円</sup>	
					160 <sup>円</sup>	230
					160 <sup>円</sup>	180
160 <sup>円</sup>	180	230	290			
160 <sup>円</sup>	180	230	230	290		

(12) 特33号系統

均一区間

ター 西 ミ ナ ス	国 道 中 山	三 ノ 宮	桂 駅 東 口	東 側 町	京都 駅 前	
					220 <sup>円</sup>	
					160 <sup>円</sup>	230
					160 <sup>円</sup>	180
160 <sup>円</sup>	180	230	290			
160 <sup>円</sup>	180	230	230	290		

別表第2第15号を次のように改める。

(15) 73号系統

ター 西 ミ ナ ス	洛 西 山	国 道 中 山	国 道 三 ノ 宮	千 代 原 口	上 桂 前 田 町	西 京 極	光 華 女 子 学 園 前	京 都 駅 前
								220 <sup>円</sup>
								220 <sup>円</sup>
								230
								270
270								
160 <sup>円</sup>	180	180	230	230	230	230	290	
160 <sup>円</sup>	180	180	230	230	290	290	290	

物一區間

別表第2第28号を次のように改める。

(28) 西5号系統

桂 坂 中 央	桂 坂 口	北 福 西 町 一 丁 目	京 都 明 徳 高 校 前	三 ノ 宮 街 道	桂 駅 西 口
					160 <sup>円</sup>
					180
					230
					230
160 <sup>円</sup>	180	180	180	230	
160 <sup>円</sup>	180	180	180	230	

別表第2第30号及び第31号を次のように改める。

(30) 臨西5号系統

桂坂中央	桂坂口	国道中山	三ノ宮街道	桂駅西口
			160 <sup>円</sup>	160 <sup>円</sup>
	160 <sup>円</sup>	180	160 <sup>円</sup>	180
			160 <sup>円</sup>	180
160 <sup>円</sup>	180	180	230	

(31) 西6号系統

桂坂中央	桂パイクーション前	三ノ宮街道	桂駅西口
			160 <sup>円</sup>
	160 <sup>円</sup>	180 <sup>円</sup>	230
160 <sup>円</sup>	180	230	

附 則

この改正規程は、平成17年8月1日から施行する。

(交通局企画総務部総企画課)